四日市市告示第 258 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を決定する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和6年 3月 29日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域決定)

	理号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1		茂福73号線	茂福町1458-1 茂福町1457	5.0~7.8	34. 9
2		白須賀19号線	白須賀二丁目1011-2 白須賀二丁目1014-6	5.0~10.8	20. 1
3		小古曽119号線	小古曽一丁目741-2 小古曽一丁目133-1	6.0~6.8	115. 9
4		小古曽120号線	小古曽一丁目126-2 小古曽一丁目126-3	6.0~10.0	70. 7
5		小杉60号線	小杉町字中才280-1 小杉町字中才280-3	6.1~9.6	50. 0
6		東阿倉川37号線	大字東阿倉川字三ノ縄758-1 大字東阿倉川字三ノ縄757-8	6.0~13.0	47. 2
7		東阿倉川38号線	大字東阿倉川字三ノ縄800-6 大字東阿倉川字三ノ縄800-1	4.5~7.3	26. 3
8		北27号線	楠町北五味塚字出口1727-6 楠町北五味塚字出口1727-10	5.0~7.8	88. 7